

犯罪者・被害者イメージの構造および刑事司法に対する態度の関係性

向井 智哉 (東京大学 法学政治学研究科, mukait@g.ecc.u-tokyo.ac.jp)

Structures of images toward criminals and victims and their relationships with attitudes toward criminal justice
Tomoya Mukai (Graduate Schools of Law and Politics, The University of Tokyo)

要約

本研究は、犯罪者・被害者イメージがどのような構造を有するか、このイメージが「刑罰の厳罰化」、「刑罰の早期拡大化」、「治療の推進化」、「治療の早期拡大化」によって構成される刑事司法に対する態度とどのように関連するかを検討することを目的とした。まず予備調査では質的アプローチによって、犯罪者・被害者に関するイメージを包括的に収集した。その後の本調査では、予備調査で作成された項目を対象に因子分析を行なった。その結果、犯罪者イメージは「犯罪者ネガティブイメージ」、「境遇イメージ」、「更生可能イメージ」、被害者イメージは「苦境イメージ」、「ネガティブ感情イメージ」、「被害可能性の普遍性イメージ」、「被害者ネガティブイメージ」によって構成されることが示された。続いて、犯罪者・被害者イメージと刑事司法に対する態度の相関を検討したところ、犯罪者・被害者の各イメージは刑事司法に対する態度の異なる因子と相関することが示された。最後に、上記の結果から得られる実践上の示唆として、政策の立案の際には、犯罪者・被害者イメージの両価性を考慮に入れる必要があることを論じた。

キーワード

刑事司法に対する態度, 厳罰傾向, 犯罪者イメージ, 被害者イメージ, 刑事政策

1. 目的の設定

人間の行動は、合理的な判断のみによってではなく、ある対象についての漠然としたイメージによっても規定される(飽戸, 1970)。これは刑事司法においても同様であり(Young, 1996)、多くの研究者が犯罪者イメージや被害者イメージの重要性について言及してきた(Best, 1999)。

また実証研究においても、人種問題に悩む欧米諸国を中心に、マイノリティに対するネガティブなイメージが厳罰傾向を強めること(Drakulich, 2015)や、犯罪者を可塑的な存在とイメージすることが厳罰傾向を弱め、治療への支持を強めることが報告されてきた(Maruna and King, 2009)。

このように、イメージが刑事司法の分野で重要な役割を果たすことは理論的にも実証的にも検討されてきたが、日本で行われた研究は少ない。数少ない例外の1つとして、向井・藤野(in press)がある。この研究は、イメージを「抽象的、一般的な形容語句で測定される行動の準備状態」と定義した上で、刑法のイメージと刑事司法に対する態度(向井・藤野, 2018)の関連を検討している。

向井・藤野(in press)が指摘するように、刑法は何が犯罪かを規定する法律であり、したがって犯罪者・被害者に対する態度と密接に関連する。しかし、犯罪者・被害者に対する態度とより密接に関連するのは当然のことながらそれらの人々に対するイメージであると考えられる。また、近年にはたとえば再犯防止推進法の策定に象徴されるように、地域および一般市民によって犯罪の防止を行なうことが重視されている。そして、そのような試みへの賛否に対しては、一般市民が犯罪者・被害者に

対して有するイメージが重要な役割を果たすことが予想される。したがって、犯罪者・被害者イメージの構造を検討しておくことは、刑事政策に対する一般市民の意識を検討する今後の研究にとっても有益である。

以上の観点から本研究では、向井・藤野(in press)のイメージの定義を用いた上で、犯罪者および被害者イメージがどのような構造を有するのか、刑事司法に対する態度とどのような相関を示すのかを検討する。

2. 予備調査

犯罪者および被害者に対するイメージを、質的アプローチを用いて幅広く収集し、犯罪者イメージと被害者イメージを測定する項目を選定することを目的とした。

2.1 方法

2.1.1 調査協力者と調査手続き

2015年2月から5月にかけて質問紙を配布した。質問紙は、大学の授業後、あるいは筆者の知人に直接配布という2つの経路で収集された。いずれも経路においても、調査開始前に口頭もしくは紙面で、調査の目的等についての情報提供を行ない、回答は任意であることを確認した上で回答を求めた。質問紙は調査協力者の意向にしたがって、その場であるいは後日回収された。調査協力者の内訳は、大学生・大学院生・社会人109名(平均年齢21.8歳、 $SD = 2.52$)であった。

2.1.2 調査の内容

自由記述での回答を求めた。具体的には、「犯罪者」および「犯罪被害者」という言葉を提示し、思いつく言葉を最大10個まで記述してもらった。災害などではなく犯罪の被害者であることを明確にするために、「犯罪被害者」の語を用いて教示を行なった。また順序による偏りを避

けるため、提示順はランダム化した。教示が曖昧だったためか、単語ではなく短文（例：「批判されることもある」）での回答もわずかに見られたが、以下の分析には支障がないと判断し、すべて分析対象に含めた。

2.2 結果

回答を単語に分類したのち、KJ法を用いて分類した。その後、筆者と社会心理学を専攻する大学院生一人が、類似した回答を分類しカテゴリーを作成し、さらに上位のカテゴリーへと整理した。

その結果、「犯罪者」に対する合計710件の回答は9の大カテゴリーへと分類され、「犯罪被害者」に対する合計631件の回答は10の大カテゴリーへと分類された（具体的なカテゴリーは付録を参照）。

これらうち、「犯罪者」に対する回答の3つの大カテゴリー（「犯罪者に関わる具体物への言及」、「犯罪に関わるシステムへの言及」、「分類・解釈不能」）、ならびに「被害者」に対する回答の5つの大カテゴリー（「被害にあう具体的な理由・原因」、「犯罪行為についての言及」、「被害者の周辺の人々への言及」、「犯罪に関わるシステムへの言及」、「分類・解釈不能」）は、きわめて具体性の高い回答であり、本研究で用いている「抽象的・一般的な語・文で測定される」という定義に当てはまらないため、これらのカテゴリーからは質問項目を作成しなかった。

以上より、項目の作成の際には、「犯罪者」では大カテゴリー1から6、「犯罪被害者」では大カテゴリー1から5に含まれる小カテゴリーから一つずつ語を選択し、その語を中心として文章を生成し質問項目とした。たとえば、「犯罪者」に対する回答の「更生の不可能性」という小カテゴリーからは、「何があっても更生などできない」という項目を生成した。他方、「犯罪被害者」の大カテゴリーの「その他」における小カテゴリー「泣く・涙」と「死」は、イメージとしての具体性が高く、本研究でのイメージの定義と合致しないため、項目の作成には用いなかった。また、すべての小カテゴリーのうち、含まれる回答数が極端に少ない（3件以下）のものについては、相対的に重要度が低いと考えたため項目の生成には用いなかった。最終的に、犯罪者イメージを測定する項目として31項目、被害者イメージを測定する項目として23項目を作成することとした。

3. 本調査

予備調査で作成された犯罪者・被害者イメージを測定する項目の構造を検討し、刑事司法に対する態度との関連を検討する。

3.1 方法

3.1.1 調査協力者と調査の手順

東京の四年制私立大学の授業中に質問紙を配布した。調査は2017年5月に実施した。欠損値のあった回答を除外し、最終的に266名の回答を分析対象とした（平均年齢19.7歳、 $SD = 1.03$ 、女性165名、男性101名、不明1名）。

倫理的配慮として、設問に入る前に、口頭ならびに紙面で、調査の目的や調査への参加は任意かつ匿名で行なわれることを伝えた。

3.1.2 質問紙の内容

1. 刑事司法に対する態度尺度：

刑事司法に対する態度を測定する項目として、向井・藤野（2018）によって作成された尺度を用いた。この尺度は、刑事司法に対する態度を「犯罪者に対する刑罰を、より厳しくすることを支持する態度」である「刑罰の厳罰化」、「より早い段階で、より多くの行為を刑罰という手段によって取り締まることを支持する態度」である「刑罰の早期拡大化」、「犯罪者に対する治療を、より推進することを支持する態度」である「治療の推進化」、「より早い段階で、より多くの行為を治療という手段の対象とすることを支持する態度」である「治療の早期拡大化」の4因子22項目で測定する尺度である。「まったくそう思わない」から「非常にそう思う」の6件法での回答を求めた。

2. 犯罪者イメージ：

予備調査で選定した31項目を用いた。『犯罪者』という言葉を見聞きしたとき、あなたが思い浮かべる『犯罪者』のイメージは以下の言葉や短文にどれくらい当てはまりますか」と教示した上で、「まったく当てはまらない」から「非常にあてはまる」の5件法で回答を求めた。

3. 被害者イメージ：

予備調査で選定した23項目を用いた。『犯罪の被害者』という言葉を見聞きしたとき、あなたが思い浮かべる『犯罪の被害者』のイメージは以下の言葉や短文にどれくらい当てはまりますか」と教示した上で、犯罪者イメージと同様の形式で回答を求めた。

3.2 結果

3.2.1 犯罪者イメージの検討

スクリープロットの形状から3因子構造と判断されたため、3因子解を指定した上で因子負荷量.40以下の項目がなくなるまで探索的因子分析（最尤法、プロマックス回転）を繰り返した。その結果、表1の因子構造を得た。

第一因子には、「悪い」などの犯罪者に対する否定的なイメージと判断できる項目が含まれたため、「犯罪者ネガティブイメージ」と命名した。第二因子には、「不幸な人が犯罪者になりやすい」など、犯罪者の境遇に関するイメージが含まれたため、「境遇イメージ」と名づけた。第三因子には、「何があっても更生などできない（逆転項目）」と「適切な処遇を受ければ社会に復帰できる」の2項目が含まれた。これらは犯罪者の更生や社会復帰が可能であるというイメージと判断できるため、「更生可能イメージ」とした。第三因子の α 係数が若干低かったが（ $\alpha = .67$ ）、項目が少ないこと、ならびに更生可能性は厳罰傾向と関連して頻りに論じられる重要な変数であることから（e.g., Maruna and King, 2009）、以下の分析に含めた。

表1: 犯罪者イメージの因子分析 (最尤法・プロマックス回転)

項目	F1	F2	F3	P
F1: 犯罪者ネガティブイメージ ($M=3.83, SD=0.60, \alpha=.89$)				68.6
悪い	.84	-.10	.03	48.5
恐い	.80	-.03	.11	80.8
嫌悪を感じる	.71	-.16	-.11	68.0
異常	.70	-.02	-.15	63.2
暴力的	.63	.03	.06	64.3
残酷	.61	.08	-.08	72.6
反社会的	.61	.17	.09	71.4
自分勝手	.58	-.12	.02	72.6
社会の怒りを浴びる	.58	.15	.25	89.8
理解できない	.51	-.04	-.22	47.7
衝動的	.48	.24	-.03	75.9
F2: 境遇イメージ ($M=3.40, SD=0.63, \alpha=.82$)				52.9
不幸な人が犯罪者になりやすい	-.03	.77	-.01	51.1
貧しい人が犯罪者になりやすい	-.19	.73	-.00	40.6
社会的な弱者が犯罪者になりやすい	-.05	.65	.11	54.1
孤独な人が犯罪者になりやすい	.05	.65	-.06	56.0
追いつめられた人が犯罪者になりやすい	.04	.64	.10	78.2
根暗	.07	.58	-.24	38.3
悲しみを抱えている	.02	.46	.15	58.6
成育歴が悪い人が犯罪者になりやすい	.07	.43	-.15	46.6
F3: 更生可能イメージ ($M=3.43, SD=0.81, \alpha=.67$)				27.1
何があっても更生などできない	.09	.10	-.74	12.0
適切な処遇を受ければ社会に復帰できる	.06	.13	.66	42.1
因子間相関	F2	.41		
	F3	-.29	.07	

注: 表中のPは「非常に当てはまる」か「当てはまる」と答えた回答者の割合を示す。

3.2.2 被害者イメージの検討

スクリープロットの形状から4因子構造と判断されたため、犯罪者イメージと同様の手順で因子分析を行った。その結果、最終的に表2の因子構造を得た。

第一因子には、「かわいそう」など、被害者の苦境に関わるイメージが含まれたため、「苦境イメージ」と命名した。第二因子には、「恐怖を感じている」など、被害者が感じると想定される感情に関わる項目が含まれたため、「ネガティブ感情イメージ」とした。第三因子には、「普通の人でも被害にあうことがある」など、被害にあう可能性の高さに言及する項目が含まれたことから、「被害可能性の普遍性イメージ」とした。第四因子には、「自業自得」など、被害者のネガティブな特徴に着目したイメージであることから、「被害者ネガティブイメージ」とした。

3.2.3 変数間の相関の検討

分析に用いた変数間の相関係数を表3に示す。同表に示される通り、犯罪者ネガティブイメージは刑事司法に対する態度尺度の4因子すべてと有意な相関を示した。

また、境遇イメージと更生可能イメージは3つの因子と相関を示した。

他方で、被害者イメージについては同尺度の因子と有意な相関を示した因子は少なかったが、苦境イメージおよびネガティブ感情イメージが刑罰の厳罰化および治療の早期拡大化と相関を示した。また、被害可能性の普遍性イメージは治療の早期拡大化と、被害者ネガティブイメージは刑罰の厳罰化および刑罰の早期拡大化と相関を示した。

4. 考察

本研究では、犯罪者・被害者イメージの構造および刑事司法に対する態度との関連を検討することを目的として調査を行なった。以下では得られた知見を2つに要約した上で、それらから得られる実践上の示唆について検討する。

4.1 犯罪者・被害者イメージの両価性

第一の知見として、犯罪者イメージについては「犯罪

表2：被害者イメージの因子分析（最尤法・プロマックス回転）

項目	F1	F2	F3	F4	P
F1：苦境イメージ ($M=4.23, SD=0.58, \alpha=.80$)					86.9
かわいそう	.76	-.04	-.11	.01	78.6
トラウマに苦しむ	.74	.12	-.01	.05	90.2
保護や救済を受けるべき	.74	.00	-.09	-.06	83.8
精神的な後遺症に苦しむ	.59	.02	.21	.10	95.1
F2：ネガティブ感情イメージ ($M=4.10, SD=0.65, \alpha=.80$)					83.5
恐怖を感じている	-.06	.80	.03	-.04	88.7
怒りを感じている	.07	.78	-.09	-.03	78.6
悲しみを感じている	.11	.59	.09	.05	83.1
F3：被害可能性の普遍性イメージ ($M=4.36, SD=0.50, \alpha=.75$)					94.1
普通の人でも被害にあうことがある	-.13	-.00	.90	-.01	96.6
身近な人も被害者になる可能性がある	-.04	-.01	.67	.03	89.8
色々なダメージに苦しむ	.31	.04	.53	.03	95.9
F4：被害者ネガティブイメージ ($M=2.56, SD=0.65, \alpha=.78$)					18.1
軽率な人が被害にあいやすい	-.04	-.04	.01	.81	10.9
自業自得	-.24	.06	-.15	.68	6.0
被害にあいやすい人には特徴がある	.03	-.08	-.06	.67	21.4
お人好しな人が被害にあいやすい	.22	-.09	.09	.56	19.9
弱い	.13	-.06	.04	.49	15.4
周囲の人から白い目で見られる	-.21	.10	.16	.48	25.9
孤独	.16	.16	-.08	.42	27.1
	F2	.65			
因子間相関	F3	.65	.55		
	F4	-.06	-.08	-.13	

注：表中のPは「非常に当てはまる」か「当てはまる」と答えた回答者の割合を示す。

者ネガティブイメージ」「境遇イメージ」「更生可能イメージ」の3因子、被害者イメージについては「苦境イメージ」「ネガティブ感情イメージ」「被害可能性の普遍性イメージ」「被害者ネガティブイメージ」の4因子が抽出されることが示された。これらの因子が示す通り、犯罪者イメージにはネガティブな内容を示す因子だけでなく、その境遇への配慮を示す因子や、改善更生の可能性を示す因子が含まれることが示された。他方で、被害者イメージについても、その苦境への配慮を示す因子だけでなく、(肯定率は低いものの)被害者へのネガティブなイメージを表わす因子も含まれることが示された。このように、犯罪者・被害者イメージは、それぞれネガティブ・ポジティブなものだけで構成されるのではなく、両価的なものであることが示された。

4.2 刑事司法に対する態度との相関

第二の知見として、犯罪者ネガティブイメージは刑事司法に対する態度のすべての因子と相関を示し、更生可能イメージは、(治療の早期拡大化との相関は有意でなかったものの)刑罰の厳罰化および治療の推進化と特に強い相関を示した。

また、被害可能性の普遍性を除く被害者イメージの3

因子は刑罰の厳罰化と正の相関を示した。これらの結果のうち、苦境イメージおよびネガティブ感情イメージについては、被害者への共感が厳罰化へとつながるとする既存の議論(松原, 2003)と軌を一にするものと捉えられる。他方、被害者ネガティブイメージと刑罰の厳罰化が正に相関したという結果については次のように考えられる。まず被害者ネガティブイメージには「自業自得」などの項目が含まれていた。このような被害者の落ち度を強調する考え方をする人は、「世界は公正であり人はその人にふさわしいものを手に入れている」という公正世界信念が強いことが示されている(村山・三浦, 2015)。そして、この公正世界信念は、厳罰傾向とも正に関連することが示されている(村山・三浦, 2015)。これらのことから、公正世界信念(あるいはそれに類似した変数)が第三の変数として存在したことによって、被害者ネガティブイメージと刑罰の厳罰化に正の相関が見られたのだと推測される。

さらに、興味深いことに被害者ネガティブイメージを除く被害者イメージの3因子は、治療の早期拡大化と比較的強い相関を示した。これらの3因子は、被害者の苦境やネガティブな感情、被害可能性に関する因子であるという点で広い意味において犯罪統制の必要性を示唆す

表 3：各変数間の相関係数

	刑罰の 厳罰化	刑罰の 早期拡大	治療の 推進化	治療の 早期拡大	犯罪者 ネガティブ ^a	境遇 ^a	更生可能 ^a	苦境 ^a	ネガティブ 感情 ^a	被害可能性 の普遍性 ^a	被害者 ネガティブ ^a	年齢
《刑事司法に対する態度》												
1. 刑罰の厳罰化												
2. 刑罰の早期拡大	.39 **											
3. 治療の推進化	-.35 **	-.03										
4. 治療の早期拡大	.10 †	.33 **	.24 **									
《犯罪者イメージ》												
5. 犯罪者ネガティブ ^a	.33 **	.22 **	-.20 **	.29 **								
6. 境遇 ^a	.04	.12 *	.16 *	.16 *	.36 **							
7. 更生可能 ^a	-.47 **	-.19 **	.56 **	.09	-.25 **	.04						
《被害者イメージ》												
8. 苦境 ^a	.22 **	.12 †	-.02	.31 **	.56 **	.19 **	-.04					
9. ネガティブ感情 ^a	.17 **	.10	-.03	.25 **	.47 **	.18 **	.03	.56 **				
10. 被害可能性の普遍性 ^a	.11 †	.04	.06	.32 **	.34 **	.07	.05	.54 **	.47 **			
11. 被害者ネガティブ ^a	.14 *	.23 **	-.01	.04	.06	.38 **	-.15 *	-.02	-.05	-.07		
《属性変数》												
12. 年齢	-.17 **	-.11 †	.06	.02	-.05	-.08	.06	.06	-.01	-.03	-.03	
13. 性別 ^b	.12 *	.21 **	.02	.19 **	.14 *	.00	-.08	.11 †	.07	.09	-.04	-.17 **
M	3.52	2.53	3.62	4.09	3.83	3.40	3.43	4.23	4.10	4.36	2.56	19.68
SD	1.13	0.97	0.94	0.68	0.60	0.63	0.81	0.58	0.65	0.50	0.65	1.03
α	.92	.91	.89	.71	.89	.82	.67	.80	.80	.75	.78	—

注：** $p < .01$, * $p < .05$, † $p < .10$ 。^a 末尾に「イメージ」を入れる。^b 女性 = 0, 男性 = 1。

表4：犯罪者・被害者イメージの相関

	犯罪者 ネガティブ ^a	境遇 ^a	更生可能 ^a
苦境 ^a	.56 **	.19 **	-.04
感情 ^a	.47 **	.18 **	.03
被害可能性の普遍性 ^a	.34 **	.07	.05
被害者ネガティブ ^a	.06	.38 **	-.15 *

注：** $p < .01$, * $p < .05$, † $p < .10$ 。a 末尾に「イメージ」を入れる。

る因子と捉えられる。そのように捉えた場合、これらの3因子と治療の早期拡大が正の相関を示したという知見は、犯罪統制が治療という手段によって行われることを市民が支持していることを示唆するものと捉えられる。ただし、このように解した場合、治療の推進化との間に相関が見られなかったことは説明しづらい。この点については、今後検討を進める必要がある。

4.3 実践上の示唆

刑事政策が円滑に運用されるためには、当該の政策が一定程度市民の意識に合致している必要がある（向井他，2020）。このような観点から本研究の結果を見た場合、本論文では、犯罪者・被害者イメージは単面的なものではなく多面的なものであることが示された。そして、このような多面的なイメージごとに、刑事司法に対する態度との関連は異なることも示された。これらの結果を考えれば、刑事政策立案の際には、このような犯罪者・被害者イメージの多面性を考慮に入れる必要がある。

4.4 今後の方向性

以下の2つの方向性が考えられる。第一に、本研究はスノーボールサンプリングを用いた調査であり、サンプルの代表性は確認されていない。今後はより代表性の高い調査を行ない、知見の頑健性を検証することが求められる。

第二に、本研究では犯罪者・被害者イメージと刑事司法に対する態度との関連のみを検討したが、この関連には他の変数も介在している可能性が考えられる。また、犯罪者イメージと被害者イメージの関係性についても、さらに検討を進める余地がある。今後は包括的なモデル化に向けた試みがなされるべきであろう。

引用文献

- 飽戸弘 (1970). イメージの心理学. 潮出版社.
- Best, J. (1999). *Random violence: How we talk about new crime and new victims*. California: California University Press.
- Drakulich, K. M. (2015). The hidden role of racial bias in support for policies related to inequality and crime. *Punishment & Society*, Vol. 17, No. 5, 541-574.
- Maruna, S. and King, A. (2009). Once a criminal, always a criminal?: “Redeemability” and the psychology of punitive public attitudes. *European Journal on Criminal Policy & Re-*

search, Vol. 15, Nos. 1-2, 7-24.

- 松原芳博 (2003). 被害者保護と「厳罰化」. 法律時報, Vol. 75, No. 2, 20-24.
- 村山綾・三浦麻子 (2015). 被害者非難と加害者の非人間化. 心理学研究, Vol. 86, No. 1, 1-9.
- 向井智哉・藤野京子 (2018). 刑事司法に対する態度尺度の作成と信頼性・妥当性の検討. 法と心理, Vol. 18, No. 1, 86-98.
- 向井智哉・藤野京子 (in press). 刑法イメージの構造と刑事司法に対する態度との関連. 応用心理学研究.
- 向井智哉・松木祐馬・木村真利子・近藤文哉 (2020). 厳罰傾向と帰属スタイルの関連—日韓の比較から—. 心理学研究, Vol. 91, No. 3, 183-192.
- Young, A. (1996). *Imagining crime: Textual outlaws and criminal conversations*. Sage.

Abstract

This study aimed to explore (1) how images toward criminals and victims were structured, and (2) how they related to attitudes toward criminal justice. In the pilot study, a qualitative method was used to collect images toward criminals and victims and the results were classified into different categories. In the subsequent quantitative study, factor analyses were performed on the 54 items created on the basis of the pilot study. The results showed that the images toward criminals comprised three factors—“negative image,” “image regarding criminals’ circumstances,” and “redeemability image”—and those toward victims comprised four factors—“image regarding victims’ predicament,” “emotional image,” “image regarding universality of victimhood,” and “negative image.” A correlation analysis was then conducted to examine the relationship between these extracted factors and attitudes toward criminal justice. The results revealed that each factor of images toward criminals and victims correlated with different sub-scales of attitudes toward criminal justice. Regarding the practical implications of the study, as images toward criminals and victims were not one-sided, their ambivalence during the formulation of criminal policies should be considered.

(受稿：2021年9月30日 受理：2021年12月14日)

付録：予備調査で収集された回答のKJ法による分類

「犯罪者」			「犯罪被害者」		
	記述数	%		記述数	%
1. 犯罪者へのネガティブな評価	241	33.9	1. 被害者の全般的なイメージ	259	41.0
1-1. 悪	89	12.5	1-1. 被害者の感情的なイメージ	181	28.7
1-1-1. 悪	53	7.5	1-1-1. 可哀想	73	11.6
1-1-2. 衝動的	15	2.1	1-1-2. 悲しみ	32	5.1
1-1-3. 自分勝手	10	1.4	1-1-3. 辛さ	38	6.0
1-1-4. 反社会的	11	1.5	1-1-4. 恐怖	15	2.4
1-2. 不快	107	15.1	1-1-5. 怒り	23	3.6
1-2-1. 暴力的	19	2.7	1-2. その他のイメージ	78	12.4
1-2-2. 残酷	27	3.8	1-2-1. 弱い	7	1.1
1-2-3. 嫌悪	19	2.7	1-2-2. 泣く・涙*	16	2.5
1-2-4. 怖い	42	5.9	1-2-3. 不運	47	7.4
1-3. その他のネガティブな評価	45	6.3	1-2-4. 死*	8	1.3
1-3-1. 異常	16	2.3	2. 被害の帰結	123	19.5
1-3-2. 変	5	0.7	2-1. 帰結への言及	24	3.8
1-3-3. 暗い	12	1.7	2-1-1. 孤独	12	1.9
1-3-4. その他	12	1.7	2-1-2. プライバシーの喪失	12	1.9
2. 犯罪者へのポジティブなイメージ	17	2.4	2-2. ダメージへの言及	99	15.7
2-1. 正直	5	0.7	2-2-1. ダメージ	15	2.4
2-2. その他のポジティブなイメージ	12	1.7	2-2-2. 社会的ダメージ	11	1.7
3. 犯罪者へのニュートラルなイメージ	14	2.0	2-2-3. 精神疾患のダメージ	41	6.5
4. 犯罪の原因についての言及	101	14.2	2-2-4. 精神的ダメージ	19	3.0
4-1. 精神的な原因	46	6.5	2-2-5. 肉体的ダメージ	13	2.1
4-1-1. 精神的な原因	7	1.0	3. 被害を受けやすい人のイメージ・属性	65	10.3
4-1-2. 孤独	19	2.7	3-1. 被害にあいやすい人のポジティブなイメージ	13	2.1
4-1-3. 不満*	3	0.4	3-2. 被害にあいやすい人のネガティブなイメージ	13	2.1
4-1-4. 不幸	9	1.3	3-3. 被害にあいやすい人のニュートラルなイメージ	5	0.8
4-1-5. 悲しさ	8	1.1	3-4. 被害にあいやすい人の属性	34	5.4
4-2. 社会的な原因	19	2.7	4. 被害後の行動への言及	24	3.8
4-2-1. 成育歴	7	1.0	4-1. 和解*	2	0.3
4-2-2. 貧困	8	1.1	4-2. 復讐	7	1.1
4-2-3. 弱者であること	4	0.6	4-3. 保護・救済されるべき	15	2.4
4-3. その他の原因など	36	5.1	5. 被害者との心的距離への言及	32	5.1
5. 犯罪者への認知的なイメージ	24	3.4	5-1. 被害者との距離(近)*	3	0.5
5-1. 犯罪者との距離(近)	4	0.6	5-2. 被害者との距離(遠)	11	1.7
5-2. 犯罪者との距離(遠)	5	0.7	5-3. 被害者への差別・偏見	10	1.6
5-3. 犯罪の増加の認知*	2	0.3	5-4. 被害者への批判的見解	8	1.3
5-4. 理解不能	10	1.4	6. 被害にあう具体的理由・原因	10	1.6
5-5. 情報への要求*	3	0.4	7. 犯罪行為についての言及	21	3.3
6. 犯罪の帰結に関する言及	45	6.3	7-1. 被害の環境	12	1.9
6-1. 犯罪の帰結	6	0.8	7-2. 被害の種類	9	1.4
6-2. 差別・偏見	9	1.3	8. 被害者の周辺の人々への言及	17	2.7
6-3. 社会の怒りを浴びる	6	0.8	9. 犯罪に関わるシステムへの言及	51	8.1
6-4. 同情	8	1.1	9-1. 警察	4	0.6
6-5. 社会復帰	11	1.5	9-2. 司法	23	3.6
6-6. 更生の不可能性	5	0.7	9-3. 司法のネガティブなイメージ	3	0.5
7. 犯罪者に関わる具体物への言及	127	17.9	9-4. マスコミ	15	2.4
7-1. 犯罪の種類	40	5.6	9-5. その他のシステム・団体	3	0.5
7-2. 犯行の状況	6	0.8	9-6. システムへの要請	3	0.5
7-3. 犯罪者の属性	29	4.1	10. 分類・解釈不能	29	4.6
7-4. 犯行に用いられる器具・用具	25	3.5			
7-5. 黒	20	2.8			
7-6. 被害者への言及	7	1.0			
8. 犯罪に関わるシステムへの言及	113	15.9			
8-1. 警察	15	2.1			
8-2. 裁判	18	2.5			
8-3. 刑法	7	1.0			
8-4. 刑罰	40	5.6			
8-5. マスコミ	6	0.8			
8-8. 刑事司法の用語による「犯罪者」の言い換え	27	3.8			
9. 分類・解釈不能	28	3.9			
合計	710		合計	631	

注：破線以下のカテゴリーならびに*のカテゴリーは項目の作成に用いなかった。